

障害福祉計画及び障害児福祉計画 に係る成果目標及び活動指標について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

成果目標①-1 施設入所者の地域生活への移行に関する目標について

現状

- 令和元年度末の施設入所者数(127,324人)と比較した地域生活移行者の割合は、令和3年度末までの実績(2,985人)で2.3%であり、引き続き、現状の水準で推移した場合には、令和5年度末の目標値である6%を下回り、4.1%となる見込み。
- 自宅やグループホームなどへの地域移行者数は減少傾向にあり、施設入所者の重度化・高齢化や、地域で重度障害者を受け入れる体制が十分に整っていないことが要因として考えられる。

成果目標(案)

- 障害者総合支援法の基本理念に基づき、障害者の入所施設等から地域生活への移行を進めるため、グループホームなどにおける障害者の重度化・高齢化への対応や、地域生活支援拠点等の整備の推進等の取組を推進するとともに、施設入所者の地域生活移行者数に関して、以下の目標を設定してはどうか。

【成果目標(案)】

- 令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

| 目標値 | 第1～2期 (平成18～23年度) | 第3期 (平成24～26年度) | 第4期 (平成27～29年度) | 第5期 (平成30～令和2年度) | 第6期 (令和3～5年度) |
|----------------|--|--|-----------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------|
| 基本指針 | 10% (平成17年10月1日～ 23年度末(6.5年間)) | 30% (平成17年10月1日～ 26年度末(9.5年間)) | 12% (平成25年度末～ 29年度末(4年間)) | 9% (平成28年度末～ 令和2年度末(4年間)) | 6% (令和元年度末～ 5年度末(4年間)) |
| 都道府県 障害福祉計画 | 14.5% (平成17年10月1日～ 23年度末(6.5年間)) | 25.2% (平成17年10月1日～ 26年度末(9.5年間)) | 12.0% (平成25年度末～ 29年度末(4年間)) | 8.0% (平成28年度末～ 令和2年度末(4年間)) | 5.2% (令和元年度末～ 5年度末(4年間)) |

平成21～23年度は10月1日数値、24年度～令和2年度は3月末数値。令和3年度以降は推計。(出典:施設入所者の地域生活の移行に関する状況調査)

成果目標①-2 施設入所者数の削減に関する目標について

現状

- 施設入所者を障害支援区分別にみると、区分5以下の利用者は減少する一方、区分6の利用者が増加している。また、年齢階級別にみると、50歳以上60歳未満は11.2%、65歳以上は37.1%で増加傾向にあり、入所者の重度化・高齢化が進んでいる。
- 直近3か年(令和元年度～令和3年度)の施設入所者数の削減の状況を踏まえ、引き続きこの水準で推移とした場合、令和元年度末の施設入所者数と比較した施設入所者数の削減の割合は令和5年度末までの4年間で約2.5%となる。これは、第6期計画における令和5年度末の目標値である1.6%を上回る。

成果目標(案)

- 施設には強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者など専門的支援が必要な者も入所しており、地域移行については、専門的支援の確保を含め、地域生活支援の充実・整備とともに取り組むことが必要。
- 近年の施設入所者数の削減状況を踏まえつつ、施設から地域への移行に向けた更なる取組として、施設においてすべての施設入所者の地域生活移行に関する意向について適切に意思決定支援を行いつつ確認すること、施設入所者が地域生活に移行する上で必要な支援等について施設の担当職員等が関係機関と連携して検討すること、施設の老朽化等による改築時にはその定員を見直してグループホームやショートステイの整備を合わせて行うことを基本とすること等の取組を推進することとし、第7期計画に係る成果目標を以下のように設定してはどうか。なお、障害者支援施設における専門的支援の質の向上に向けた取組も進めていく。

【成果目標(案)】

- 令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。

(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

| 目標値 | 第1～2期 (平成18～23年度) | 第3期 (平成24～26年度) | 第4期 (平成27～29年度) | 第5期 (平成30～令和2年度) | 第6期 (令和3～5年度) | 第7期 (令和6～8年度) |
|----------------|--------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------|----------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|
| 基本指針 | ▲7% (平成17年10月1日～ 23年度末(6.5年間)) | ▲10% (平成17年10月1日～ 26年度末(9.5年間)) | ▲4% (平成25年度末～ 29年度末(4年間)) | ▲2% (平成28年度末～ 令和2年度末(4年間)) | ▲1.6% (令和元年度末～ 5年度末(4年間)) | ▲5% (令和4年度末～ 8年度末(4年間)) |
| 都道府県 障害福祉計画 | ▲8.4% (同上) | ▲15.4% (同上) | ▲3.8% (同上) | ▲2.2% (同上) | ▲2.3% (同上) | — |

平成17年度、平成20～23年度は10月1日数値。24年度～令和3年度は3月末数値。(出典:国保連データ、社会福祉施設等調査、施設入所者の地域生活の移行に関する状況調査)

成果目標②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標について

現 状

- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」実施自治体数の増加等、構築に向けた取組は一定程度進んできたところであるが、第6期の成果目標は自治体において達成が難しいことが予測される。
- 一方で、令和4年6月に公表された「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」報告書を受け、精神保健福祉法の改正等を含めた更なる体制整備等を推進していくことから、取組の充実が期待される。



成果目標(案)

- 精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制について、今後も計画的に推進する必要がある。
- 医療計画との連動性の観点等から、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数の上昇、精神病床における1年以上長期入院患者数の減少(65歳以上、65歳未満)、精神病床における入院後3ヶ月時点・6ヶ月時点・1年時点の退院率の上昇については、引き続き、目標値として設定してはどうか。

【成果目標(案)】

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数については、平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値、325.3日以上とすることを基本とする。
- 令和8年度の全国の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)の目標値については、令和2年度と比べて約3.3万人の減少を目指すこととする。
- 精神病床における退院率については、平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値、3ヶ月時点68.9%以上、6ヶ月時点84.5%以上、1年時点91.0%以上とすることを基本とする。

成果目標③-1 地域生活支援の充実に関する目標について

現状

- 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行を支援する地域生活支援拠点等の整備を推進。第6期障害福祉計画期間中に、1,741市区町村のうち、1,425市区町村(複数の市町村による共同整備含む。)において地域生活支援拠点等の整備が行われる見込み。(令和4年4月1日時点)
- 各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本としているが、令和3年度の実施は618市町村(拠点を整備している自治体の57.9%)にとどまっている状況がある。
- 令和4年の障害者総合支援法改正により、令和6年4月から、地域生活支援拠点等について、法律上に明記するとともに、市町村における整備を努力義務化し、また、都道府県による市町村への広域的な支援の役割も明記。

成果目標(案)

- 障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援の充実を図るため、各地域で地域生活支援拠点等の整備を進めることが必要。また、コーディネーターを配置して、地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制を構築するなどにより、その機能の強化を図ることが必要。さらに、地域のニーズを踏まえた必要な機能が備わっているか、PDCAサイクルを通じて改善を図っていくことが必要。
- これらを進めるため、以下の成果目標を設定してはどうか。

【成果目標(案)】

- 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備(複数市町村による共同整備も可能)するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

成果目標③ー2 強度行動障害を有する者への支援体制の充実について

現状

- 強度行動障害を有する者は、その特性に適した環境調整や支援が行われない場合には、本人の困り事が著しく大きくなって行動上の課題が引き起こされるため、適切な支援の継続的な提供が必要。
- 現状では、障害福祉サービス事業所では受入が困難なために同居する家族にとって重い負担となることや、受け入れた事業所において適切な支援を提供することができず、意欲のある支援者が苦悩・疲弊し、本人の状態がさらに悪化するなどの実情もある。



成果目標(案)

- 強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要である。
- 第7期障害福祉計画の基本指針においては、成果目標を以下のように設定してはどうか。

【成果目標(案)】

- 令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。(新規)

成果目標④-1 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行に関する目標について

現状

- 第6期障害福祉計画の基本指針の成果目標は、就労移行支援事業等(※1)の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和5年度中に令和元年度実績の1.27倍以上とする、としている。直近の令和3年度実績は令和元年度実績の1.06倍(1,204人増。21,889人)であり、引き続き、現状の水準で推移するとした場合、成果目標を下回ると見込まれる。

※1 就労移行支援、就労継続支援、自立訓練及び生活介護

- また、各事業別で見ると、就労移行支援(1.3倍以上)、就労継続支A型(概ね1.26倍以上)及び就労継続支援B型(概ね1.23倍以上)の成果目標については、直近の令和3年度実績は、就労移行支援1.09倍(1,185人増。13,904人)、就労継続支援A型1.09倍(284人増。3,315人)、B型0.93倍(257人減。3,350人)であり、引き続き、現状の水準で推移するとした場合、成果目標を下回ると見込まれる。

成果目標(案)

- 就労移行支援事業及び就労継続支援事業における一般就労への移行に向けた取組を評価するため、引き続き、「一般就労への移行」に係る目標として移行者数を設定してはどうか。その際、直近5年間の利用者数及び一般就労への移行率(ただし、新型コロナウイルス感染症の影響が考えられる令和2年度の実績を除く)の状況(※2)を踏まえるとともに、就労継続支援事業については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、設定してはどうか。

※2 就労移行支援 :利用者数は微増、移行率は上昇傾向

就労継続支援A型 :利用者数は増加、移行率はやや上昇傾向

就労継続支援B型 :利用者数は増加、移行率は概ね横ばい。

- また、就労移行支援事業については、事業目的の実現や事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、サービス利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が一定水準以上である事業所の割合も、併せて目標として設定してはどうか。

【成果目標(案)】

- 就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。そのうち、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型については、以下のとおりとする。

- ・就労移行支援事業 :令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
- ・就労継続支援A型事業:令和3年度実績の概ね1.29倍以上を目指す。
- ・就労継続支援B型事業:令和3年度実績の概ね1.28倍以上を目指す。

- また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。(新規)

成果目標④-2 一般就労後の定着支援に関する目標について

現 状

- 第6期障害福祉計画の基本指針の成果目標である「令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用すること」について、令和3年度実績は約4割であり、引き続き、現状の水準で推移とした場合、成果目標を下回ると見込まれる。
- 第6期障害福祉計画の基本指針の成果目標である「就労定着支援事業所のうち、就労定着率(※1)が8割以上の事業所を全体の7割以上にする」について、令和3年度実績は約7割であり、引き続き、現状の水準で推移とした場合、成果目標に達することが見込まれる。
※1 過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合
- 近年、多様な障害特性のある方を含めた働く障害者が増加するとともに、いわゆる農福連携等の地域と連携した就労の事例も広がっている。企業等における職場定着支援としては、ハローワークによる関係機関と連携した支援やジョブコーチの派遣などの雇用政策による支援、障害者就業・生活支援センターによる就業面・生活面の一体的な支援に加え、就労定着支援事業等による就業に伴う生活面の支援などを行ってきており、雇用・福祉施策それぞれの分野における地域の関係機関の連携を強化する必要がある。

成果目標(案)

- 就労定着支援事業の利用者数に関する目標については、現在の利用状況のほか、就労移行支援事業等から一般就労への移行を推進していることを踏まえ、その利用者数の増加を目標として設定してはどうか。
- 障害者が一般就労に安定して定着するためには、職場、ジョブコーチ、就労定着支援、地域の関係機関等により必要な取組・支援が行われることが重要である。このため、就労定着率に関する目標については、就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率(※2)を参考として目標を設定してはどうか。さらに、令和4年の障害者総合支援法改正を踏まえ、地域の就労支援に関係する機関の連携を強化する取組を進めてはどうか。
※2 就労定着実績体制加算：前年度末から過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者に占める一般就労への移行先での雇用継続期間が前年度において3年6か月以上6年6か月未満に該当した者の割合が7割以上であることを要件としている。

【成果目標(案)】

- 就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- 就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率(※2)が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。また、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会(就労支援部会)等を設けて取組を進めることを基本とする。(新規)

成果目標⑤－1 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築について

現状

- 第2期障害児福祉計画において、各市町村に児童発達支援センターを1カ所以上設置するとともに、保育所等訪問支援の実施体制の確保を成果目標として掲げている。整備は着実に進んでいるものの達成状況はいずれも十分とは言えない。
 - ・児童発達支援センターを設置している市町村の割合 42.3%
 - ・保育所等訪問支援の実施体制を確保している市町村の割合 57.5%

[令和3年度末現在(いずれも圏域設置を含む) 障害保健福祉部調べ]
- 令和6年4月施行の児童福祉法改正において、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されている。

成果目標(案)

- 児童発達支援センターの設置については、引き続き全市町村における設置及び実施体制の確保を目指してはどうか。
(※地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、同等の機能を有する体制の確保を目指してはどうか)
- 障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する観点から、全ての市町村において、地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用した推進体制の構築を目指すこととしてはどうか。

【成果目標(案)】

- 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
(※地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備すること)
- 障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。

成果目標⑤－2 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

現状

- 第2期障害児福祉計画においては、各都道府県が難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを成果目標とした。
- 政令市を抱える都道府県においては、都道府県の取組よりも先行して、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保している政令市もある。



成果目標(案)

- 令和5年度までに難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保できない見込みの都道府県がある。
- 新生児聴覚検査から療育につなげるなど、中核的機能を有する体制の有機的な活用が望まれる。
- 第3期障害児福祉計画の基本指針においては、成果目標を以下のように設定してはどうか。

【成果目標(案)】

- 「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」を踏まえ、各都道府県は難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定すること。また、令和8年度末までに、各都道府県、また必要に応じて政令市において、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保や、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築を推進すること。

(参考)基本指針における目標値及び都道府県における実績値等

| 目標値 | 第2期障害児福祉計画(R3～5年度) | | 第3期障害児福祉計画(R6～8年度) |
|------|--|----------------|--|
| 基本指針 | 令和5年度末までに各都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保すること | | 「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」に基づき、各都道府県は、 ・ 難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定すること ・ あわせて、令和8年度末までに各都道府県、また必要に応じて政令市において、 ・ 難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保すること ・ 新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築を推進すること |
| 都道府県 | 12団体(令和3年度実績値) | 32団体(令和5年度見込み) | — |

(出展)障害(児)福祉計画に係る実施状況等に係る都道府県向け調査(令和4年5月厚生労働省障害保健福祉部企画課)

成果目標⑤-3 重症心身障害児・医療的ケア児への支援について

現状

- 第2期障害児福祉計画において、主として重症心身障害児を受け入れる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスについてすべての市町村で1カ所以上確保することを成果目標に掲げている。整備は着実に進んでいるものの達成状況はいずれも十分とは言えない。
 - ・重症心身障害児を受け入れる児童発達支援事業所を1以上確保している市町村の割合 36.1%
 - ・重症心身障害児を受け入れる放課後等デイサービス事業所を1以上確保している市町村の割合 39.0%[令和3年度末現在(いずれも圏域設置を含む) 障害保健福祉部調べ]
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の都道府県、圏域及び市町村への設置率は増加傾向にある。令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を踏まえ、地域における医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置や都道府県に医療的ケア児支援センターの設置を進めていく必要がある。
 - <協議の場> ・各都道府県での設置100% ・各圏域での設置69% ・各市町村での設置77.8% [令和3年度末現在 障害保健福祉部調べ]
 - <医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置> 841市町村 [令和3年度末現在(圏域設置を含む) 障害保健福祉部調べ]



成果目標(案)

- 主として重症心身障害児を受け入れる障害児通所支援事業所については、引き続き全市町村における1カ所以上の確保を目指してはどうか。
- 医療的ケア児支援のための協議の場については、引き続き各都道府県及び全圏域又は市町村での設置を目指すこととし、加えて、総合的な支援体制の構築のため都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整する医療的ケア児等コーディネーターを配置することを新たに成果目標に盛り込んでどうか。

【成果目標(案)】

- 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- 令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。(医療的ケア児支援センターの設置は新規)

成果目標⑤-4 障害児入所施設からの円滑な移行調整について

現状

- 平成24年施行の児童福祉法改正において、当時、障害児入所施設に入所していた18歳以上の障害者については、改正後は大人としてふさわしいより適切な支援を行っていくため、障害者施策で対応することとされたが、移行調整が十分進まず、18歳以上の者が障害児入所施設に留まっている状況がある。
- 令和6年施行の児童福祉法改正において、障害児入所施設から成人としての生活への移行調整の責任主体は都道府県及び政令市であることが明確化された。また、一定年齢以上で移行可能な状態に至っていない場合や、強度行動障害等が18歳近くになって強く顕在化してきたような場合等に十分配慮する必要があることから、22歳満了時(入所の時期として最も遅い18歳直前から起算して5年間の期間)までの入所継続が可能とされた。
- 障害児入所支援について、入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、都道府県及び政令市が責任主体として「協議の場」を設けて移行調整を行う取組を進めているところ。



成果目標(案)

- 都道府県及び政令市は支援に携わる市町村、児童相談所、障害児入所施設、相談支援事業所等の関係機関と連携し、移行調整の責任主体として協議の場を設けて移行調整を進めていくことを新たに成果目標に盛り込んでどうか。

【成果目標(案)】

- 入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和8年度末までに各都道府県及び各政令市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。(新規)

成果目標⑥ 相談支援体制の充実・強化等に関する目標について

現状

- 指定特定・指定障害児相談支援事業所は、令和3年4月1日時点で11,050箇所、従事する相談支援専門員の数は25,067人となり増加傾向にある。一方、相談支援事業所の更なる資質の向上や各相談支援事業の一層の充実を求める声がある。
- 基幹相談支援センターの設置市町村は、令和3年4月1日時点で50%(873市町村・1,100箇所)にとどまっているほか、設置済みの場合であっても地域の中核的な役割を担う機関としての機能が充分果たせていないセンターがある。
- 協議会はほぼ全ての市町村及び全ての都道府県に設置されているが、具体的な課題を検討する部会の設置状況や開催頻度等は様々であり、形骸化を指摘する声がある。
- 令和4年の障害者総合支援法改正により、令和6年4月から以下の内容が施行予定。
 - ・基幹相談支援センターについて、市町村における設置の努力義務及び地域の相談支援事業者への助言等の役割を明記
 - ・協議会について、個別事例に関する情報共有を明記し、参加者の守秘義務や関係機関の情報提供等の努力義務を設ける

成果目標(案)

- 基幹相談支援センターについては、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談支援に加えて、相談支援事業者に対する専門的な助言や研修などによる地域の相談支援体制の強化、協議会の中心的な役割を担うなど関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割についても期待される。
- 協議会については、地域の障害者の個別事例等を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域における障害者の支援体制の整備につなげていく取組を着実に進めていく重要な役割を担っている。
- 上記の観点から、以下の成果目標を設定してはどうか。

【成果目標(案)】

- 令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置可)するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。

※基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努める。

- 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。(新規)

成果目標⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に関する目標について

現 状

- 第6期障害福祉計画の策定に向け、基本指針において、以下の活動指標を新規に設定した。
 - ① 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数(市町村)
 - ② 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数(市町村)
 - ③ 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数(都道府県、政令市、中核市)
- しかし、①の研修の参加見込みは59.4%、②の共有体制の設置は3.0%の市町村でしか設定されておらず、③の指導監査結果の共有は78.7%の都道府県でしか実施されていない(全て令和3年度実績)。

成果目標(案)

- 利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくための取組みとして、第6期計画の指針において設定された①～③の指標については、都道府県等による更なる取組みを促していくことが必要であり、引き続き、既存の成果目標及び活動指標を設定する。
- さらに、障害福祉サービス等及び意思決定支援の質の向上は重要であり、これらに向けた取組の促進を図るため、都道府県による相談支援従事者研修(初任者・現任・主任)及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修(基礎・実践・更新)の修了者数、意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数を活動指標に追加してはどうか。

【成果目標(案)】

- 令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築する。